

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等を含む。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保等事業費補助金に係る
申請受付の開始について（第2回）

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を図るため、指定障害福祉サービス等事業者が関係者との緊急かつ密接な連携の下、当該感染症に感染する機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービス等の提供では想定されないかかり増し経費（代替サービスの提供に係るかかり増し経費）等に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

関係事業者様におかれましては、下記事業への該当をご確認のうえ、申請をお願いいたします。

なお、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス事業者様（以下「障害児通所支援事業者」という。）に対しては、「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金に係る申請受付の開始について」（令和2年10月1日付け障第780号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知）において同様の補助金をご案内しておりますが、今回の補助金は休業要請を受けた事業所以外にも対象を拡張したものです。障害児通所支援事業者様におかれては、先にご案内した上記補助金について補助上限額までの交付を受けていない場合は、今般の補助金についても追加して申請いただくことが可能です。

記

1 補助事業の概要

○事業名：岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保等事業費補助金

○内容：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を図るため、指定障害福祉サービス等事業者が関係者との緊急かつ密接な連携の下、当該感染症に感染する機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービス等の提供では想定されないかかり増し経費（代替サービスの提供に係るかかり増し経費）等を補助

※対象経費の例については、別添「かかり増し経費の例」を参照ください。

○補助対象事業：

1 障害福祉サービス等事業所のサービス継続

- (1) 県から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所が行う障害福祉サービス等の継続した提供
- (2) 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）者が発生した通所系サービス事業所（※1）、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等（※2）、訪問系サービス事業所（※3）及び相談支援事業所（※4）（以下（※1）から（※4）の事業所及び短期入所サービス事業所を総称して「障害福祉サービス等事業所」という。）が障害福祉サービス等を継続して提供するために実施する事業
- (3) 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、障害者支援施設等（※2）及び訪問系サービス事業所（※3）
- (4) (1)～(3)以外の障害福祉サービス等事業所（相談支援事業所（※4）を除く。）であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅において実施することができる限りのサービス（知事が認めるものに限る。）

2 障害福祉サービス等事業所との連携

- (1) 1 (1) 又は (2) の障害福祉サービス等事業所又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から自主的に休業した通所系サービス事業所（※1）、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所（※3）の利用者に必要なサービスを確保するため当該事業所の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の障害福祉サービス等事業所に対して、緊急かつ密接な連携を図る事業

- （※1）療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
- （※2）障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- （※3）居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- （※4）計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

○事業期間:

補助対象事業		事業期間
1	(1)	休業要請を受けた日から令和3年3月31日（水）まで
	(2)	利用者又は職員に感染者が発生した日から令和3年3月31日（水）まで
	(3)	濃厚接触者に対応した日から令和3年3月31日（水）まで
	(4)	令和2年1月15日（水）から令和3年3月31日（水）まで
2		令和2年1月15日（水）から令和3年3月31日（水）まで

※1 (1)～(3)については、令和2年1月15日（水）以降の期間であって、上記条件に当てはまる期間が対象となります。

○事業費：補助率 10/10

○補助基準額：別表のとおり

※岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金及び岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保等事業費補助金（第1回）の交付を受けている場合は、付表に定める額から当該補助金の交付額を控除した額となります。

○補助額：補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を引いた額と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

※上記の基準額に関わらず、交付額は県予算額の範囲内の額となりますので、ご了承ください。

※なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象となりません。

2 申請方法

県ホームページに掲載する交付申請書に必要な事項を入力、押印の上、岐阜県障害福祉課あて1部を郵送してください。交付申請書の作成にあたっては、別添の「申請書の作成に係る注意点」を合わせてご確認ください。

なお、様式が変更となる場合がありますのでご承知おきください。

<県ホームページ>

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61866.html>

<郵送先>

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県障害福祉課事業所指導係

3 受付期間

令和2年12月22日（火）～令和3年1月15日（金）【必着】

4 留意事項

- ・補助の上限額は、別表記載の「各サービス共通」の基準単価と「当該事業所の職員により、利用者の居宅等への訪問によるサービスを行った事業所」の基準単価の合計額となります。ただし、訪問によるサービスを行わなかった場合は、「各サービス共通」の基準単価が補助の上限額となります。
- ・補助金交付後に事業所から県へ提出いただく「実績報告書」の提出時に、**補助対象経費の支出根拠となる支払い明細が分かる資料（領収書、給与明細書、伝票等）が必要となりますのでご注意ください。**
- ・当該補助金は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）」とは別の補助金です。両方の補助金を申請いただくことは可能ですが、同一の対象経費について重複して申請することのないようご注意ください。
- ・現在、厚生労働省から当該補助金の交付要綱が示されていないため、仮に、今後変更が生じた場合は、別途ご連絡させていただきます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	入 山
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		